

各 位

2025 年 7 月 16 日
株式会社 山と溪谷社
<https://www.yamakei.co.jp/>

『改訂版 いきもの六法』を刊行しました！
最新の法律や問い合わせの多い質問に対応して内容がパワーアップ！

インプレスグループで山岳・自然分野のメディア事業を手がける株式会社山と溪谷社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：二宮宏文）は、2025 年 7 月 16 日、『改訂版 いきもの六法 日本の自然を楽しむ、守るための法律』を刊行いたしました。



日本には自然や生き物を守るためにいろいろな法律があります。しかし、法律によって目的が違ううえに、規制内容も「採ってはダメ！」「売買は禁止！」などさまざまです。さらに、法律によって管轄する省庁も違うし、自治体独自の条例もあったりと、かなり複雑です。

本書は、そんな自然や生き物を守るために複雑に絡み合った法律を、わかりやすいように生き物や環境別に紹介。文化財保護法、種の保存法、外来生物法などよく知られた法律から、森林法、地方条例などあまり知られていない法令まで、どのような法規制があるのか徹底解説。自分が捕ったり飼ったりしたい生き物に対して、「何をしてはいけないのか？」などの規制がわかります。

2022 年に刊行した『いきもの六法』は、自然遊びの疑問に答える 1 冊として大きな話題になりました。その後も増加する外来種問題や、絶滅危惧種の保護などに伴う法規制が盛んに強化されています。そのため、今回最新の規制などに対応し、また、読者から問い合わせのあった内容も盛り込み、パワーアップして改訂版として刊行いたしました。

【改訂版のポイント】

1.最新の規制枠組みや指定種に対応

採集時に気をつける昆虫

① 特定外来生物 (外来生物法)

「ダメなこと」 生きたままの移動、持ち帰り、飼育



ツマアカスズメバチ 東アジア産の外来スズメバチ。対馬や九州で確認されている 写真/環境省

クビアカツヤカミキリ 東アジア産の外来カミキリムシ。パツ料の樹木内部を食い荒らす 写真/奥山清博

特定外来生物に指定された昆虫は 27 種類。

「採集する」こと自体は問題ないが、「生きたまま移動させる」と違法。

☑️地域によってはかなり数が多い種も指定されているため、知らずに捕まえて持ち帰ったりしないようにしましょう。

☑️在来種に似た種が存在する場合もあるので、間違えないようにしましょう。

特定外来生物 昆虫

② 要緊急対処特定外来生物 (外来生物法)

「ダメなこと」 生きたままの移動、持ち帰り、飼育

要緊急対処特定外来生物には、アルゼンチンアリ、ヒアリなどトシアリ（ソレノプス）属内の種群や交雑種が指定。

基本的な規制は特定外来生物と同様だが、見つかった場所の検査や消毒などの命令がかけられることがある。

☑️疑わしいアリを見つけたら、環境省のヒアリ相談ダイヤルに問い合わせよう。

アルゼンチンアリ。南米原産で、建築資材などについて侵入したと考えられている 写真/環境省

要緊急対処特定外来生物

41

近年も増え続ける新たな規制の枠組みや指定種に対して、2025 年 6 月時点の最新の情報に対応。2023 年 4 月より施行された「要緊急対処特定外来生物」、2023 年 6 月より規制の「条件付特定外来生物」などに加えて、各法令の規制種は最新のものにアップデートしています。

2.問い合わせのあった項目の追加

Q6. SNSや動画で、タヌキやカラスを飼っている人を見たのですが、違法ではないんですか？

A. 鳥獣保護管理法に違反している可能性があります

野生の哺乳類や鳥類を飼育することは、「鳥獣保護管理法」によって原則として禁止されています。しかし、例外として狩猟対象に指定された鳥獣については、狩猟免許を持ち、定められた区域・期間・猟法などのルールを守って捕獲した個体なら、飼育が認められる場合があります。

SNSや動画に出てくる飼育個体は、このような合法的な個体であることが多いでしょう。違法である可能性もありますが、安易に決めつけるのはやめましょう。

なお、飼育個体を見て自分で飼いたいと思った人もいるかもしれませんが、タヌキやカラスは、地域や状況によって狩猟鳥獣として指定されているため、法的な手続きとルールに従って狩猟された個体であれば、飼育自体は不可能ではありません。しかし、近年、環境省は、愛玩目的での鳥獣の捕獲は原則として許可しない方針を打ち出しており、基本的には難しいと考えて良いでしょう。

また、これらの野生動物を一般家庭で飼育することは非常に難しく、勧められるものではありません。野生動物は、自然の中で身につけた本能や習性を持っており、人間の生活

環境には簡単に馴染みません。人に慣れさせるには、幼いうちから根気強い訓練が必要となりますが、それでも完全にペットとすることは難しいでしょう。

加えて、タヌキやカラスは、広い行動範囲を必要とする動物です。狭いケージや限られた空間での飼育は、彼らに大きなストレスを与え、異常行動や健康問題を引き起こす可能性が高くなります。

たとえば法的には飼育できたとしても野生動物を飼うことは、想像以上に大きな困難と責任を伴います。安易な気持ちで飼育を始めることは、動物自身にとっても、飼育者にとっても不幸な結果を招くおそれがあります。したがって、タヌキやカラスをはじめとする野生動物は、自然の中で静かに観察するのが最も望ましいです。

カラスの飼育...
SNSや動画では飼育の苦労やリスクが見えないことも多い

119

実際に読者から問い合わせがあった質問を、新たな項目や Q&A として追加しました。

3.「とくに注意したい身近な特定外来生物と似た生物図鑑」を追加



特定外来生物のなかには身近にも数多く生息している種がいくつかあります。そのなかで、規制外の外来種や在来種に似た種類がいる特定外来生物をあつめ、見分けるポイントを解説した図鑑を巻末に追加。意識せずに捕まえたり、持ち帰った生物が実は特定外来生物だった…ということを防げます。

【目次】

- 第1章 生き物を守るための法律や条例
- 第2章 すべての生き物をとってはいけない場所
- 第3章 昆虫採集
- 第4章 植物採集・山菜(キノコ)採り
- 第5章 哺乳類・鳥類
- 第6章 爬虫類・両生類
- 第7章 川や湖沼での生物採集・釣り
- 第8章 海での生物採集・釣り
- 第9章 飼育・栽培・購入

■コラム

- ・希少種と外来種の捕獲・飼育などの申請の実際
- ・法律に違反している人を見つけてしまったら
- ・傷病鳥獣を見かけたら
- ・狩猟免許と対象種・猟法の概要
- ・南西諸島の世界遺産登録と法律
- ・「日本の侵略的外来種ワースト100」「産業管理外来種」などに指定されている外来種への規制はないのか？
- ・南西諸島で採集などを行うときの注意点

【監修者プロフィール】

●監修 中島 慶二

江戸川大学社会学部現代社会学科特任教授。国立公園や自然遺産など自然保護と地域づくりの現場で環境省レンジャーとして長く実務に携わる。法律制定や予算新設など全国的な制度改正にも携わり、ワシントン条約やラムサール条約に基づく国際協力、全国の鳥獣被害対策など、自然環境行政の最前線で現実の課題と向き合ってきた。共著に『国立公園論』（南方新社）ほか。

●監修 益子 知樹

元茨城県農林水産部次長兼漁政課長。茨城県庁入庁以来、一貫して水産業に関する業務に携わる。現在は、これまでの経験を生かし、水産関係のコンサルタントとして活動を行っている。趣味はフライフィッシング。

【商品詳細】

書名：『改訂版 いきもの六法 日本の自然を楽しむ、守るための法律』

監修：中島慶二・益子知樹

編：山と溪谷社いきもの部

定価：1,980 円（本体 1,800 円＋税 10%）

発売日：2025 年 7 月 16 日

仕様：4C・A5 判 128 ページ

<https://www.yamakei.co.jp/products/2825590560.html>

【山と溪谷社】 <https://www.yamakei.co.jp/>

1930 年創業。月刊誌『山と溪谷』を中心とした山岳・自然科学・アウトドア・ライフスタイル・健康関連の出版事業のほか、ネットメディア・サービスを展開しています。

さらに、登山やアウトドアをテーマに、企業や自治体と共に地域の活性化をめざすソリューション事業にも取り組んでいます。

【インプレスグループ】 <https://www.impressholdings.com/>

株式会社インプレスホールディングス（本社：東京都千代田区、代表取締役：松本大輔、証券コード：東証スタンダード市場 9479）を持株会社とするメディアグループ。「IT」「音楽」「デザイン」「山岳・自然」「航空・鉄道」「モバイルサービス」「学術・理工学」を主要テーマに専門性の高いメディア&サービスおよびソリューション事業を展開しています。

さらに、コンテンツビジネスのプラットフォーム開発・運営も手がけています。

以上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社山と溪谷社 担当：平野

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング

TEL03-6744-1900 E-mail: info@yamakei.co.jp

<https://www.yamakei.co.jp/>